

町田市民病院非常放送設備更新修繕仕様書

1. 適用

本仕様書は、「町田市民病院非常放送設備更新修繕」に適用する。

2. 契約の目的

この契約は、「町田市民病院非常放送設備更新修繕」を受注者に発注し、非常放送の長期使用に伴い、経年劣化をしている非常放送設備の更新を行うことで、適正な状態を維持し、良好な院内放送環境を継続することを目的とするものである。

3. 履行場所

町田市旭町二丁目 15 番 41 号 町田市民病院

4. 履行期限

契約確定日から 2024 年 1 月 31 日

5. 修繕内容

(1) 既存非常放送設備撤去及び新規非常放送設備設置

(2) 既存付帯装置等撤去及び新規付帯装置等設置

(3) 試運転調整

修繕部品等 (参考)

	項目および仕様	数量	単位
東 棟	非常業務兼用ラック型アンプ	1	式
	・非常用電源パネル/モニターパネル		
	・密閉型ニカド電池/プリアンプマトリックスパネル		
	・非常用操作パネル 80 局		
	・年間プログラムタイマーユニット		
	・デジタルアナウンスマシン		
	・AM/FM ラジオチューナー		
	・デジタルパワーアンプ 240W×4		
	・非常用マルチジャンクション 40 局		
	・CD/SD/USB プレーヤー×1		
	・デジタルパワーアンプ 240W×6, 120W×1		
	・非常用マルチジャンクション 40 局、密閉型ニカド電池		
	・41U ラック×3		
	・ブランクパネル		
	・長時用アンテナ		
	・回線短絡保護 ヒューズレス方式		
	・フロントマイク 非常業務兼用, 音量調節可能 (業務放送時のみ)		
・火災放送移行タイマー 1 秒~99 分 59 秒 (1 秒単位)			
・一斉移行タイマー OFF, 0 秒~99 分 59 秒 (1 秒単位)			

	<ul style="list-style-type: none"> ・制御入力 電話ページング放送, タイマー放送, BGM放送, 接点式, RM放送, 接点式RMチャイム, 緊急地震放送, ・制御出力 音声警報出力, 発報放送, 火災放送, 非火災放送, 火災一斉移行, 非常マイク放送, 緊急地震放送, 業務放送, 業務緊急放送, 保守点検, 異常発生 ・内蔵チャイム 上り4音, 下り4音, 2音(下り), ゴング(1音) ・緊急放送 ファンクションスイッチ×3(内蔵音源再生)「メモリーカード実装スロット1(機器内部), 設定データ, 履歴データ, 音源データを保存」 ・非常警報音 音声合成音(第1シグナル, 第2シグナル, 感知器発報放送, 火災放送, 非火災放送), 日本語/二か国語(日本語+英語)および/三か国語/四か国語(中国語, 韓国語を付加)の切換式 日本語, 英語, 中国語, 韓国語を認定評価品として標準搭載 ・出火階情報 81種類標準搭載, 設定支援ソフトウェアで2,000種類以上の出火階情報に標準対応可能 ・ACアダプター ・卓上型マイク 		
	非常用リモコン(5F, 6F, 7F, 8F, 9F, 10F)	6	式
南棟	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用増設操作パネル70局 ・非常用電源パネル ・非常用リモコンパネル ・密閉型ニカド電池 ・マイク音量調節器 ・AUX音量調節器 ・液晶画面任意回線表示 ・音声明瞭化機能 ・電子チャイム付上り4音, 下り4音 ・卓上型リモートマイク 		
	既存非常業務兼用アンプ、非常用リモコン撤去作業費	1	式
	新規機器設置作業費	1	〃
	雑材料費	1	〃
	消耗品費	1	〃
	試運転調整費	1	〃
	産業廃棄物処理費	1	〃
	諸経費	1	〃

※ 詳細仕様

- (1) 非常放送以外に緊急地震放送、緊急放送、業務放送ができること。
- (2) SD カードを使用し、設定データの読み出し、書き込みや履歴の読み出し、音源データの読み出し、書き込みができること。
- (3) 非常放送に優先して、緊急地震速報受信端末に連動した緊急地震放送ができること。
- (4) 自動火災報知設備に連動して、出火階および直上階または、全館に感知器発報放送、火災放送などの音声警報による自動放送ができること。
- (5) 停電時でも 10 分以上連続して非常放送ができること。
- (6) スピーカー回線が短絡した場合は、速やかにラインを切り離し、同時に短絡に短絡回線を表示すること。また、短絡の検出はヒューズ交換が不要なヒューズレス方式を採用すること。

6. 施工条件

- (1) 作業日程及び作業詳細については担当職員と調整すること。
- (2) 作業日は原則土日とするが、担当職員の承認があった場合は平日及び時間外の作業を認める。
- (3) 施設の性質上、作業中に騒音や振動の発生する作業等が制約される事があるため、事前に担当職員と打ち合わせを行い実施すること。
- (4) 現場の安全管理については十分に注意して作業を行うこと。
- (5) 本修繕中は、必要な養生を行い、建物等に損害を与える恐れのある場合は、保護養生の措置を講じなければならない。
- (6) 試運転調整等は、原則担当職員立ち合いのもと実施すること。

7. 一般事項

- (1) 更新する部品等は全て新品とし日本工業規格（JIS）等に定められているものはこれらの規格品を使用すること。
- (2) 調達対象物品の搬入、設置及び旧物品の撤去、産業廃棄物の処理処分に関しては、すべて受注者が適正に行うこと。
- (3) 本修繕は仕様書によるほか、その他関係法規に基づき実施すること。
- (4) 本修繕の遂行上、諸手続き等が生じた場合は、すべて受注者がこれを代行すること。
- (5) 本仕様明記されていない事項であっても、その性質上当然に当契約に必要なものは全て受注者の負担で実施すること。

8. 特記事項

- (1) 作業に関しては、町田市民病院の施設管理業務の受託者と十分協議を行い、連携を図った上で作業を行うこと。
- (2) 本修繕の更新については、既存設備の同等品または、それ以上の機能を有するものとする。
- (3) 本修繕の遂行上、未警戒状況または、誘導放送が停止する場合は、適正な処置を施すこと。また、所管消防署、病院担当職員と念入りな事前打ち合わせを行う

た上で実施すること。

- (4) 動作確認、試運転調整後の引き渡し時には、取扱職員に対して操作取扱説明を行うこと。

9. 提出書類

- (1) しゅん工図 2 部
- (2) 取扱説明書 2 部
- (3) 報告書

作業報告書は、修繕完了後、速やかに提出すること。

新設品等及び施工前・施工中・施工後を撮影し、A4版縦ファイルに綴じて提出する。なお、写真はカラーサービス版とする。

10. 車両の使用

契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (3) 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

11. 安全対策等

本契約を実施するにあたり関係法令を順守し、施設及び第三者に損害を及ぼさないよう安全性の確保に十分留意し、損害を及ぼした場合の一切の費用等は受注者の責任において速やかに対処すること。

12. 軽微な変更

作業に大きな影響のない軽微な変更は、担当職員と協議のうえ実施する。

13. 保証

本修繕の保証期間は、正式引渡し日から1年間とする。引渡し日から1年を生じた故障等は受注者の負担にて、速やかに処置することとする。

14. 支払業務

支払については、完了報告書を提出し、検査の合格後に請求に基づき支払をする。

15. その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議の上実施する。